

政令第 号

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

理由

港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。